

教育事務所	所長・次長名	課長名	職員数	課別の主な分掌
南会津教育事務所	所長 永 沢 電四郎	総務 湯 田 忠 作 指導 猪 股 宏 平 管理	10	○庶務文書・会計、各種振興法関係 ○小・中学校指導一般、小・中学校管理、教職員管理
相双教育事務所	所長 鈴 木 栄 次長 園 部 淳	総務 佐 藤 俊 雄 指導 寺 島 八 郎 管理 遠 藤 裕	17	○庶務文書・会計、各種振興法関係 ○小・中学校指導一般 ○小・中学校管理、教職員管理
いわき教育事務所	所長 石 井 六 郎 次長 金 成 栄 久	総務 宮 川 正 平 指導 長谷川 三 雄 管理 折 笠 和 男	20	○庶務文書・会計、各種振興法関係 ○小・中学校指導一般 ○小・中学校管理、教職員管理

第4節 企画調整

1 教育行政の暫定見通し

昭和41年度に策定した第1次福島県長期総合教育計画の計画期間が昭和51年度をもって終了したので、これに続く第2次福島県長期総合教育計画を策定すべく検討作業を行ってきたが、県の福島県長期総合計画との関連から、この策定が昭和52年度に延期されることとなった。

そこで、県教育委員会としては、教育行政の総合性、計画性を確保する見地から、今後3年間にわたる暫定的な見通しを立て、本県教育行政の方向づけを行うため、昭和51年度に「教育行政の暫定見通し」を策定した。

この「教育行政の暫定見通し」は、その性格上、基本構想的要素と事業計画的要素とを一体化したものとなっているが、その内容はいずれも、昭和52年度に策定した第2次福島県長期総合教育計画に引き継がれた。

「教育行政の暫定見通し」の概要は、次のとおりである。

教育行政の暫定見通し

- 1 性格
- 2 基本方針
- 3 暫定見通し期間中の重点施策
 - (1) 高等学校教育の拡充
 - (2) 養護学校義務制のための条件整備の推進
 - (3) 教育内容の充実と指導方法の改善
 - (4) 全国高等学校総合体育大会の開催
 - (5) 社会教育の振興
 - (6) 芸術文化の振興と文化財の保護

部門別暫定見通し

一 学校教育の充実

- 1 教育機会の拡充
 - (1) 幼稚園教育の拡充
 - (2) 障害児教育の拡充
 - (3) 高等学校教育機会の拡充
- 2 教育水準の向上
 - (1) 教育内容の充実と指導方法の改善
 - (2) 教職員の資質の向上
 - (3) 教職員組織の充実
 - (4) 教職員処遇の維持改善
- 3 教育環境の整備
- 4 へき地における学校教育の充実

二 社会教育の振興

- 1 社会教育の機会の拡充
- 2 社会教育における内容の充実
- 3 社会教育施設の整備
- 4 社会教育指導体制の確立
- 5 社会教育団体の育成と団体活動の助長

三 体育・スポーツの振興

- 1 学校保健・体育の充実
- 2 全国高等学校総合体育大会の開催
- 3 社会体育の振興

四 芸術文化の振興と文化財の保護

- 1 芸術文化活動の普及と向上
- 2 文化財保護の充実

2 教育行政の暫定見通し（昭和52～54年度）における昭和52年度の実績評価と今後の方向

「昭和52年度の実績評価と今後の方向」は、昭和51年度に策定した「教育行政の暫定見通し」に対する実績評価と、「教育行政の暫定見通し」の外、昭和52年度に策定した「第2次福島県長期総合教育計画」、「同計画・第1期実施計画」及び「昭和53年度重点施策及び一般施策」をも併せ、総合的見地に立っての今後の方向とを示すものとして編集した。

その概要は、次のとおりである。

(1) 実績評価の柱

- ① 学校教育の充実
- ② 社会教育の振興
- ③ 体育・スポーツの振興
- ④ 芸術文化の振興と文化財の保護
- ⑤ 教育行政需要に対する的確な即応

(2) 教育行政指標の主な項目

- ① 幼稚園教育
園数、組数、園児数
- ② 小学校教育
学校数、学級数、児童数、教職員数
- ③ 中学校教育
学校数、学級数、生徒数、教職員数
- ④ 養護教育
学校数、学級数、幼児・児童生徒数、教職員数
- ⑤ 高等学校教育